

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十七年三月一日第七百六十一号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

取消 番号	第一号
指定の取消しに 係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の取消し の 年 月 日	平成三十一年 四月十九日
指定の取消しに 係る道路の位置	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚百四・一、百四・ 十三の各一部
指定の取消しに 係る道路の延長 (単位メートル)	二十四・六〇
指定の取消しに 係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇